

# 優生学と社会政策

矢野聰

## 1. 本稿の目的

優生学は、一九世紀に人間社会に隣接する自然科学として発達し、二〇世紀初頭には国際的に、ある程度確立した学問として認知されていた。この学問の社会性とは、当時の未熟な医学、心理学、社会学、社会政策の結果も包含しながら人間の能力を序列化、選別化することを目的とした。同時に人間の種としての劣化に警鐘を鳴らし、その保護と向上にかかる社会的支出および政治、社会的不安定化を強調することで、弱者として生まれ、また特定の疾病に罹患した人々を物理的に追い詰めるという特徴があつた。弱ければ他国から支配・服従を強いられ、強ければ逆の立場になるという、拡張と支配を旨とする近代国民国家が思想として持つ宿命の反映でもあつた。優生学が、自身の「優秀性」の根拠をなんら説明せず、身体能力や知的優劣から「劣悪」と決めつけた人間に対して一方的に向けた排除の

論理こそ、まさに先進国間の軍拡競争と二つの世界大戦を招いた元凶の思想の一つであるというべきであろう。

以上から優生学は、二〇世紀中に人類が招いた負の遺産と極めて密接にかかわりあつてゐる。これが先進国の一<sup>(一)</sup>部で政治・社会政策の見地から立法化されるに及んで、不幸な境遇に生まれ、弱者として扱われた人々が、本人と無関係な第三者の判断により断種および抹殺を決定され、執行されるという異常な事態へと発展した。犠牲になつたのは主に精神を含む障がい者、虚弱者、特定の伴性遺伝を有する人々のほか、ハンセン病や結核患者、そしてアルコール依存症や性病患者、さらに国によつては少数民族等にまで及んだ。同時に優生学は常にマクロ、ミクロの人口政策とも深く関連していた。ナチス・ドイツ、アメリカ、そしてイスラエル、デンマーク、スウェーデン等の北欧をはじめとして、それぞれの国や州の法のもとに、生命の継続性としての自己の役割を絶たれる措置、あるいは極端な場合には抹殺の措置が行われた。わが国でも不幸にして障がいまたは疾病に連なる伴性遺伝を持つて生まれ、または途中で障がい者となり、ハンセン病等に罹患した人々が、同様に国内法のもとで犠牲になつた。

優生学に基づく立法措置で処分の対象となつた人々が、尊い自らの無辜の体を障がいや病に侵されていることを知つた時の絶望感は想像に難くない。加えて自らが属する政府によつて不妊や断種の措置を施されると知つた時の心情は、察するに余りある。ましてやこの事実を認知できない子どもや障がい者等においてはなおさらである。こんにち、身の不幸と絶望という事実と向き合い、それを乗り越えて懸命に生きようとする人々を社会全体の力で支えるのが社会政策である。国際連合の世界人権宣言を引くまでもなく、この見解に異論を唱えることは同じ時間と空間を分かち合つてゐる、生きとし生ける人間として許されることではない。

しかし、正確にいえば日本国<sup>(二)</sup>の法体系から優生思想が少なくとも完全に駆逐されるのは一九九六年である。らい予

防法や優生保護法が優生学による人間の権利侵害に直接に結び付くと断言できないが、それを考慮してもその被害や疑念を除去すべき日本政府の対応は遅きに失しており、その責任の一端は社会政策学に属するわれわれの怠慢と認識不足にもあると考えられる。しかも戦前、わが国において優生学および優生政策<sup>(5)</sup>が跋扈していたころ、当時の社会政策を唱える側の人々が優生学を称賛し、推進する動きがあつたことはよく知られている。

付言するが、本稿は優生学を日本国憲法第二五条で示している「生存権」とのかかわり<sup>(6)</sup>で述べようとしているのではない。さらにその上位概念であるべき人間の完全平等、人間の尊厳の問題としてとらえることを目的としているのである。本稿ではこの部分に主に焦点を当て、何故に社会政策が有する本質をわきまえず、今や全世界共通となつた人間の権利に関する見解と正反対の主張がまかり通つたのかについても究明をしたいと考える。もちろんすでに明らかにしているように、本稿は優生学をファシズム下で遂行されたナチス・ドイツのT4作戦やユダヤ民族の抹殺と強引に結びつけることを意図しているわけではない。この点でいえば優生学における日本での先行研究は数多い。代表的な米本昌平、市野川容孝、松原洋子らによる生命倫理的観点からの優生学の紹介と詳細な研究が、精緻かつ中立的な印象を与える<sup>(5)(6)</sup>。しかし、これはファシズムや戦時下の全体主義体制批判に安易に結びつけようとする諸理論を克服する点で優れているものの、戦前から社会政策の分野で優生学が唱えられていたにもかかわらず、現代社会政策への優生学のアプローチに対する批判的な論究や分析を示すとまではいえない。

社会政策学の最近の動きからいえば、杉田菜穂は『人口・家族・生命と社会政策　日本の経験（一〇一〇）』において優生学を人口政策とのかかわりで述べた戦前の知識人の「社会学的」社会政策の見地を、どちらかといえば肯定的に紹介している。また『△優生△・△優境△と社会政策（一〇一三）』において、優生学による主張を社会政策と同一

にとらえ、主要な分析の項目である人口政策の他に児童教育や婦人論と幅広く紹介しながら、今日の社会政策の厚みが、一つの経済学によるものだけではないことを実証している。<sup>(viii)</sup> この視点は、従来見られた社会政策の歴史分析を、周辺諸科学の存在と実証分析から徐々に広げるという点で重要な役割を持つ。しかしながら、杉田の論述には優生学者のものが有する負の部分についてことさらに没価値的分析を貫いている。

## 2・福祉生産主義者たちが求めた優生学

優生学が世界的な否定の始まりとなつた動機は、ナチス・ドイツに代表されるあまりにも冷徹かつ残酷な行為が表面に出て、世界中が震撼した結果である。こうした動機によって、優生学の発達が当時の極端な国家觀を唱える人々による、欧米諸国の保守的イデオロギーや人種差別主義に満ちた、搾取と領土拡張の野望に凝り固まつた人々によって導き出されたようにみえる<sup>(ix)</sup>。だが実際はその逆の立場、すなわち労働者階級をもつて自由と平等に基づく人類の幸福と福祉をもたらそうとした社会主義政党および団体からの方が、むしろ積極的に優生政策、優生運動<sup>(x)</sup>を起こしていった事実に注目する必要がある。一〇世紀前半の「良識的イデオロギー」が、劣等と決めつけた人々を追い詰めたのである。スペクトロスキュー<sup>(xi)</sup> (Spectorowski A. and Ireni-Saban L. 2014) は、産業や社会の効率と生産性向上によつて福祉社会の実現を目指す社会民主主義的視点を福祉生産主義<sup>(xii)</sup>と呼ぶ。これは福祉生産主義のグループが人種差別的分断、殲滅の思想に走つた、ということではない。むしろ逆の論理から発達したのである。

ヨーロッパやアメリカの初期優生学の社会的応用に関心が高かつたグループは、社会改良を同時に唱えたが、社会改良の基本的視点には多分に社会ダーウィニズムの影響があつた。社会ダーウィニズム思想の浸透には、たとえば

「社会工学」や、「人口政策」があつた。優生学と社会、政治思想に関する今日の研究では、福祉生産主義といわれるグループに代表されるのは、イギリスのフェビアン協会、社会民主党政権治世下のデンマーク、スウェーデン、そして

フィンランドの愛国主義集団と社会民主党などがある。<sup>(xii)</sup> ここでとくに社会主義思想と優生学の親和性について考察してみよう。イギリスを除く北欧の国々で断種法が成立した一九三〇年代に、これらの国々で共通に唱えられていたのは、「生産的福祉主義 (productive welfarism)」であつた。この中でももつとも単純明快なのはイギリスのフェビア

ン協会の社会主義思想であつた。フェビアン協会に属する主要な人物たちが描く社会は、今日よく知られるように福祉社会として存続すべき社会主義であつた。彼らは社会主義を促進・普及する手段として、自国の普遍的運動と一国<sup>(xiii)</sup> 的運動を巧みに総合化する必要に駆られていた。そのためにもその国の民主主義的文化を留めておく必要があり、社会主義を目指す政治勢力として自国の社会政策や経済政策に介入する必要があつた。そして優生運動のような社会政策に介入することによって、生産的文化の創造に積極的に取り組む姿勢を示し続けることが社会を強化し、福祉を実現する方法と考えていた。つまり、優生運動を通じて、それぞれの国が担っている重荷である国内人種間の対立や宗教上の対立、身分の残滓や男女間のかい離等の社会問題が、社会主義の下での生産的福祉主義によつて解決に向かうと考えた。こうして当初から社会問題として貧困に取り組み、人口の多数を占める労働者階級の統治による社会を理想とし、人類の未来に希望を託す「科学的」社会主義者のグループから優生学の主張が起つていた。

イギリスで後の労働党の理論的支柱となつたフェビアン協会は一八八二年に設立され、一八八九年から本格的に政治活動を始動した。創設当初のフェビアン協会は、マルクス主義による政治性の強い理論としてではなく、倫理的社會改良の強調によつて、稳健かつ段階的な新しい社会主義を作ろうとするものであつた。イギリスの知識階級であつ

た創立者の F. ポドモア (Frank Podmore) や E. ピース (Edward Pease) たちは、新しい生活を唱える集団としてフェビアン協会会員への参加を呼びかけた。後に有名なバーナード・ショウ (G. B. Shaw) やウェッブ夫妻 (Sidney and Beatrice Webb) がこれに加わることになる。周知のように、フェビアン協会は数的には微々たる集団であったが、その社会主義思想はイギリスのみならず西側ヨーロッパ全体に多大な影響を与えた。このフェビアン社会主義がイギリスの福祉国家及び北欧の社会民主主義政権に優生主義的社會政策としての思想を広めた、と主張する代表者は『優生思想の歴史』を著したトロンブレイ (邦訳 一九〇〇〇) である。トロンブレイによれば、後にフェビアン協会に加わり、その主要なメンバーになつたウェッブ夫妻は、優生学的思想の洗礼を早くから受けていたという。彼らは代表作「産業民主制論」を著したが、ここで展開した国民的効率 (national efficiency) の思想に当時の優生学による影響が端的に表れている。疑いもなく彼らにとって社会民主主義的理念とは、属する国家を生産的で安定化した産業的民主主義社会として留めることであつた。原始的な資本主義関係の下で、優秀ではない資本家による経営がもたらす非生産性、非効率性、階級対立などの稚拙な資本主義制度に代わって、ウェッブ夫妻らは「人間的な」生産性至上主義的社會を構想した。優秀なスタッフによつて構成された政府による産業政策や社會政策への介入も、この視点から正当化されるのである。こうして当時のフェビアン社会主義は、一九世紀初頭のヨーロッパを席巻した全体主義、國家社会主義の思想的興隆とも連結している。トロンブレイによれば、ビアトリス・ウェッブ (Beatrice Webb) が優生主義者となつたのは若い頃で、彼女が影響を受けた人物はハーバード・スペンサー (Herbert Spencer) のほかにゴルトン (Sir Francis Galton) であつた、と述べている。<sup>(xiii)</sup> またシドニー・ウェッブ (Sidney Webb) のフェビアン主義的經濟政策は、優生思想に基づいたものだ、と述べる。例を挙げるとい九世紀初めに開かれた救貧法王立委員会に関して、イギ

リス医学雑誌 (British Medical Journal 1909) で述べた彼の主張は次のようなものである。「救貧法、それはイギリス国内で年間二〇〇万ポンドもの費用がかかっているものだが、その傾向においてほとんどすべて反優生学的である。救貧法の受給者である弱々しい妊婦、両性の居住が許された一般混合型のワークハウスに、『救貧法』は優生学的見地から好ましからざる結果をもたらすことになる。(中略) 優生学的見地からすれば、自由放任とは全政策の中で最悪のものである。なぜならば知的な考え方や目的達成の選択を拘束してしまうからである。公的な制度が引き起こす最初の結果というものは、最も感情的な個人的慈善心のほどばしりであり、それはどのような政府も抑止できないものである。<sup>(xvi)</sup>」この表現からウェーブの貧困者に対する視点は、イギリス救貧法が実定法の判例として伝統的に扱つてきた救済を積極的に評価することはなく、ワークハウスの収容者等を優生学の見地から生物的退化の理論の実例と受け止めているとみなしている。実際ウェーブは「救貧法は不適者の生殖を助長するものだつた」と記述している。<sup>(xvii)</sup> ウェーブ夫妻は、救貧法による歴史観において貧民救済を受ける対象者が劣化を繰り返す集団としてみていたことになる。<sup>(xviii)</sup> こうしたシドニー・ウェーブの、イギリスの貧困と優生学に関する考え方は、後述する日本の優生学専門誌『大日本優生会々報』にも紹介され、日本の優生運動にも影響を与えていたとみられる。<sup>(xix)</sup>

トロントブレイによれば、イギリスで優生思想が進行する中で、彼ら優生主義者が対象とする「劣勢な」人々への断種や不妊措置という具体的な優生運動の実施が叫ばれたが、国民的効率すなわち優生思想へと顕著に高めた中心人物は、国會議員であり作家でもあつたアーノルド・ホワイト (Arnold White) であつた。そしてこのホワイトの主張を熱心に支持する者の中に、主要なフェビアン・メンバーのバーナード・ショウがいた。<sup>(xx)</sup> この思想の連續性の中で、フェビアン社会主義による社会政策に、優生学の影響が色濃く反映されたといつてもよい。よく知られているように

フェビアン協会は、確かにイギリス特有の貴族制を継承した特權階級による独占的政治形態を批判し、過激なマルクス主義の行動によらない漸進的社會主義を主張した。しかしその手法により、自分たちの政治活動による社會の実現が叶わないことが自明になると、次第にマルクス主義思想を受け入れ、今日のイギリス労働党の前身としての政党活動の創設と発展に貢献した。優生学を批判的に扱う著作によれば、ショウやシドニー・ウェーブは、彼らが述べる主張と彼ら自身が置かれている立場とはかなり異なつていた点を強調する。つまり従来のイギリス支配層である貴族、地主らの特權階級の批判をする彼らは、同時にほぼ全員が専門職を持つイギリス中流階層であつた。目前に克服しなければならない飢餓への恐怖とは無縁の彼らにとって、政治的目標は単に政治権力を新たに奪取することであつた。<sup>(xx)</sup> この専門職集団と特定の階層に属さないための特徴として「科学的」思考に身を置く姿勢を示すことが、優生学者とフェビアン社会主義者の親和性であつた。

だが周知のように、イギリスにおいて断種法が成立したわけではない。ここに取り上げたフェビアン協会が断種法の成立に関する全国的キャンペーンを行つたわけでもない。しかし、マシュー・トムソン (Matthew Thomson 1998) によれば、フェビアン社会主義者らによる優生運動のキャンペーンは、イギリスにおいて一つの明確な指針として歴史に刻まれた。一つは一九〇九年に発表された「救貧法に関する王立委員会」報告の中で、多数派も少数派も知的障害や精神疾患を有する人々を、治療を目的に施設に隔離・収容する政策を打ち出したことである。もう一つは一九一三年の「精神薄弱者法 (The Mental Deficiency Act of 1913)」の成立であり、両者とも優生学の確立期と連動した政策である、と述べる<sup>(xxi)</sup>。

イギリスのフェビアン社会主義による優生学の応用に大きな影響を受けたのは、北欧の社会民主主義者であつた。

たとえばスウェーデンは、ドイツの国際人種衛生学会で外国では最も多くの研究者を送り込んだ。一九二〇年代にはノルウェー、スウェーデン、デンマークの医師を含む社会民主主義者たちが、まるでお互いに競い合うように優生思想による社会的弱者への断種（不妊）措置の合法化を唱えた<sup>(xxii)</sup>。これらの国のうち、フィンランドは旧ロシアからの独立宣言以降、当時のソ連への対抗として軍事的のみならず政治的にもドイツに頼る政策を堅持する立場にあった。第二次世界大戦でもナチス・ドイツの占領下にあつたフィンランドは、社会政策遂行に当たつて優生学を導入する親和性は十分に備えていた。この点でいえばドイツと国境を接する隣国であり、さらに戦争中はナチス・ドイツが駐留したデンマークも同様である。しかし中立を保ち、デンマークからのユダヤ人亡命者を積極的に受け入れていたスウェーデンは、北欧諸国の中で最も徹底した断種（不妊）政策を実行し、戦後になつても一九六〇年代まで優生学による立法を存続させた。ロール・ハンセン（Roll-Hansen 2005）によると、第一次世界大戦前の北欧の優生学は、イギリスと同様に明らかに人種的優位性に基づく学問としてとらえていた。彼は特にこの傾向が著しい国家としてスウェーデンとノルウェーを挙げている<sup>(xxiii)</sup>。しかしこの分析視点に立てば、次の段階となる自国の民族の優秀性の確保及び周辺諸国との比較が必然的に重要になる。その結果、自国の精神を含む障がい者への物理的抑圧、つまり消極的優生学の應用としての断種政策の立法化へと攻撃の対象が移るのである。優生学自体は改良の名のもとにその対象が社会化、政治化していく。主に標的となつたその対象は、当時増加が懸念された犯罪者と統計学の発達で明らかとなつた精神的不適応の人々であった。犯罪者の中でも、性犯罪者に対する予防措置として断種法を適用する要求があり、活発な活動を行つたのは婦人団体であった。同時に遺伝学や他の医学的発達を重視した、統計に基づいた厳密性を付与することによって、一九三〇年代の社会民主主義政権によって断種法の実現を見るのである。北欧の断種法は、ア

表－1 北欧諸国の断種法の実施状況（推定）

国名	期間	断種（不妊）適用者
デンマーク（医療的措置を除く）	1929-1960	11000
フィンランド（1951-1960 医療的措置を除く）	1935-1960	4300
フィンランド（医療的措置を含む）	1935-1960	17000
ノルウェー（医療的措置を除く）	1934-1960	7000
スウェーデン（1942-1960 医療的措置を除く）	1935-1960	17500
スウェーデン（医療的措置を含む）	1935-1960	38900

（出典） Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), Eugenics and the Welfare State Norway, Sweden, Denmark and Finland, Michigan State University Press p.263. より引用。

メリカ各州がこそつて立法化した時代よりはかなり遅れて成立している。したがつて北欧の断種法への動きは、アメリカではなくむしろドイツの医師群の主導による「民族衛生学（Rassenhygiene）」の台頭と政治性の一環とみてよい。何故にドイツがそれほど影響を与えたのかについてロール・ハンセンは、断種法を相次いで制定した北欧国家の特徴は、ルター派を宗教基盤としている点を指摘している。実際、フランス、イタリア、オーストリアなどローマ・カトリックが政治的に優勢な国家には断種法は制定されず、逆にルター派などプロテスタンントの優勢な国々では、断種法が正当な政府による民主主義的手続きを基づいて成立した。法律制定の場である議会においても、議会外での市民運動の場でも、これらの国々の断種法への反対勢力は微々たるものでしかなかつた。

スペクトロフスキーラに従つて端的にいえば、現代福祉国家を最初に推進する役割を果たした社会民主主義は、優生学的生産主義を伴うものであつた。<sup>(xxx)</sup> イギリスを除く、優生運動の実施に積極的であつた国々が、何故に当時の優生学の成果をたやすく応用したか、については以上のような背景があつた。さらに付け加えるならば、特にドイツや北欧では、医学の専門家が自らの見解を政治に反映させる機会が開かれていた、といふことがいえる。二〇世紀

前半において世界的な医学の先導者たる地位を自負していた彼らは、それゆえに自国の政策にかかる審議会や政党の主要な主張を助言しうるメンバーでもあった。自然科学の成果を比較的純粹に信奉する国民性を持つ北欧の国々は、これらの集団による見解をむしろ積極的に政治に応用したと考えられる。これは日本と異なる点である。

### 3. 日本の優生学

日本の優生学は、イギリスや、当時のドイツ医学の影響を強く受けて、すでに一八九〇年代から関心を集めていた。<sup>(xxvi)</sup> その経緯は、イギリス（およびアメリカ）とドイツ双方からそれぞれの紹介に基づいた論陣がそれぞれの側で、張られた。しかし、日本では優生学発祥のイギリスからの紹介よりもむしろドイツ医学界からのほうがより大きな影響があつたとみられる。その理由として、当時の日本の知識階級にとって近代国家の確立と発展に関連した医学、法学および関連諸学問は、ドイツの動向を優先して受け入れる素地が築かれていたからである。しかしあが国に特有の科学主義と慎重さのゆえに、安易にアメリカやナチス・ドイツの極端な断種政策を遂行するということにはならなかつた。實際、一九四〇年に成立した「国民優生法」は、当時の遺伝学を伴う医学的見地に焦点があつられ、ことさらに政治的運用を示す表現は帝国議会での論争の末に除去され、表面上は見当たらない。<sup>(xxvii)</sup>

優生学の特徴から言えば、イギリスの帝国主義による白人種の世界支配の正当性こそが、人種の優秀性によつて打ち立てるための理論発展の動機の一つであつた。当然ながらその方向性は優秀な民族の実現を目指す「積極的優生学」の実行へと向いた。これに対しドイツにおいては、植民地争奪による世界支配の戦いからは遅れて、帝国主義の見地から外部に対する種の優秀性を強調する必要性が薄かつた。したがつて優生学は人種間の優劣を極める学問上の

興味としてよりも、新たに確立したドイツ国家におけるゲルマン民族の優秀性の強化を求めるここと、すなわち優生学の範囲では「消極的優生学」の実行に关心があつたと考えられる。一九〇五年に正式に立ち上がつたドイツ優生学は「人種（民族）衛生学」と呼ばれ、提唱者プレツツは、ドイツ国内の少数民族や国内の「劣つた資質を持つ人」をなくすための不妊手術、断種の励行を提唱した。<sup>(xxxviii)</sup> これらの優生学的見地と社会政策の融合を訴えたドイツ医学者による提案が当時の日本にも紹介された。

財団法人日弁連法務研究財團・ハンセン病問題に関する検証会議（二〇〇五）、『ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告』によれば、一九〇五年に医学者大澤健二がドイツの優生学者シャルマイヤーの説を紹介し<sup>(xxxix)</sup>、人種を改良して国民を強健にすることが「最良の社会政策」であると述べた。大澤の「体質改良ト社会政策」は、第一に体育を奨励して知育偏重の弊害をなくす、第二に結核、花柳病、酒精中毒（ママ）のような子々孫々を害する伝染病と罪悪とを予防すること、第三に婚姻法を制定せしめ、望ましい結婚を容易にしてそうでないものを人為的に制限すること、を提唱している。

一方、イギリスおよびアメリカの優生学、遺伝学、社会学の影響からの日本への紹介も行われた。一九〇五年、動物学者の丘浅次郎はダーウィンの自然淘汰説からの所論で、「劣等な人間、有害な人間を人工的に保護して生存繁殖せしめるようでは其の人種の進歩改良は到底望むことは出来ませぬ」、「少なくとも子孫を後に残さぬだけの取り締まりは必要であると思ひます」と述べている。慈善・社会事業に要する経費は必要悪で、これを効率化するために人為的制限を加えよ、というのが丘浅の主張であつた。海野幸徳は一九一〇年に『日本人種改造論』を著し、社会政策の見地から積極的優生学的方法と消極的優生学的方法による人為的人種改良について述べている。

一九一四年に福原義柄が著した『社会衛生学<sup>(xxxv)</sup>』では、「社会的低格者」として「精神病、体質薄弱、病的素質アル者、犯罪者、盲啞ノ如キ心身低格者」としている。福原はこれら低格者について「吾人ハ一方ニ於イテ社会的低格者ヲ保護シツツ、他方ニ於イテ此低格者ノ子孫ニ遺伝スルヲ防止セネバナラヌ。是レ篇頭ニ論ゼル消極的民族衛生策ノ必要アル所以デアル」と述べている。

第一次世界大戦後の一九二〇年代になり、日本が国際連盟の主要国として欧米民主主義を積極的に吸収した「大正デモクラシー」の時代になると、すでに識者の間で認知されていた優生学は人口問題、人口政策、教育論、婦人問題、産児制限論、衛生問題等、社会および社会問題に関する広範な分野に影響を与えるようになつていった。たとえば一九二〇年から二一年にかけて、平塚らいてうをリーダーとする新婦人協会は、優生学に影響を受けた花柳病者の結婚制限に関する立法に関する議会請願書を起草し、その実現を帝国議会議員に働きかけた。<sup>(xxxxiii)</sup> この運動の過程で、優生学やアメリカで実行されていた断種法の知識が政界に普及することになった。請願は結局採決に至らなかつたが、その後日本の優生立法を推進することになる荒川五郎や中馬興丸らがこれを支持した。一九二四年には「ユーベニツクス」と題する専門誌が創刊された（後にこれは「優生学」に改題された）。この創刊は、当時財団法人日本優生学協会の設立を目指した医事新報社の後藤隆吉によるもので、協会は後藤の努力にもかかわらず結局設立には至らなかつたが、月刊雑誌として一九四〇年まで刊行された。一九二六年には『優正運動』という名の雑誌も刊行された。これは当時『報知新聞』の記者であつた池田林儀（しげのり）によつて発刊され、一九三〇年まで続いた。池田の生涯とドイツ渡航から得た優生学への接近、そしておそらく日本の優生政策を政治・社会的運動体として本格的に行つた全国活動の詳細は、藤野豊（一九九八）<sup>(xxxxiv)</sup> の研究に詳しい。また新井利佳（一〇〇八）は、社会福祉学の見地から池田が進めた優生

学運動が社会事業家たちに優生学を推進する側の根拠を与えた点を示唆している。雑誌『優生運動』には山室軍平や賀川豊彦が寄稿しているが、優生学に特有の露骨な差別的表現はなく、むしろキリスト教の精神を普及する目的といえるものである。

一九三〇年には優生学に基づいた優生政策の立法化の促進的役割を担つた日本民族衛生協会の前身である「日本民族衛生学会」が設立された。<sup>(xxxx)</sup> 一九三〇年代における優生学の認識は、「生物学を土壤にしてその上に打ち立てた社会学」<sup>(xxxx)</sup> としてあたかも進歩的学問を歓迎するような楽観主義と力強さに満ちている。当時の日本は、国全体としての知識に関する需要や高等教育機関への進学率は圧倒的に少なかつた。こうした状況下で、外国からの知識の導入により日本に紹介する分野で、医学や法学などの重要な地位を獲得した人々は、自ら知識を占有する集団と任じていた。彼らによる優生学の説明の中に、いわゆる「知識人」としての驕りや独善ぶりをうかがうことができる。この時期における社会の関心の高まりの背景には、アメリカ・カリフオルニア州を頂点とする各州の断種法の実施状況および明らかにナチス・ドイツによる断種法の制定が影響している。

優生学を普及する際の表現を市川源三による『女性文化講話（一九三五）』から再現してみよう。市川源三は、一九一〇年代中葉の日本における優生学知識導入が著しかつたころの普及活動を熱心に行つた人物として知られています。平田勝政らの研究（一九〇〇—<sup>(xxxx)</sup>）によれば、市川は一九一七年に発足した「大日本優生会」の発足および活動を中心的に担つた人物である。当時、東京府立第一高等女学校の教頭であつた市川は、女性教育の在り方を論じる手段として、単純な「積極的優生学」と「消極的優生学」による結果を論じる中で、結婚の在り方を示す、というものであつた。彼が主唱した「大日本優生会」のメンバーには、優生学を医学的に究明する専門家はおらず、むしろ女性教育の

実践者による指導運動として位置づけられていたと思われる。しかしこのような単純な活動の動機から、「大日本優生会」は一時的に社会の関心を買ったものの、市川源三の歐米出張以降活動が契機となつてその後、休止状態になつた。さてその当人が歐米出張で専門的に入手してきた優生学に関する情報、資料によつて日本婦女子の教育、性教育、結婚指導等総合的に紹介したもののが『女性文化講話（一九三五）』である。市川は優生学を科学的な人種改良論と呼ぶ。彼は優生学を産卵用の鶏に例えると、「産卵の数を増加するために飼育の方法を改善するのも固より良策だが、それよりも多産性の鶏を選ぶのが最善の策である」と述べる。彼は優生学の主張について二点を指摘する。その第一は「低級劣弱の人々」の種を減らそうというものである。これは消極的優生学である。彼が述べる「低級劣弱の人々」とは「低能者（ママ）、精神病者、精神病系統者、生来的不具者（ママ）」を指し、消極的優生学とはその人々の結婚を禁じたり産児を制限することだと述べる。第二は「高級優秀の人々」の種を増やそうとするものである。これは積極的優生学である。彼が述べる「高級優秀の人々」とは天才偉人などを指し、積極的優生学とはその人々の結婚を奨励し、種の繁殖を図ることである。しかし、何をもつて、かつ誰との比較で高級優秀と唱えるのかは明らかではない。第三は、もし種が良くてもこれを傷つける害毒、すなわち「人類毒（Race Poison）」を受けないようにする予防的優生学である。彼が述べる「人類毒（Race Poison）」とは、「酒毒、鉛毒、燐毒、癩毒、結核、梅毒、麻毒」のことである。個人及び社会衛生の立場からこれを予防するものであるといふ。また市川は「人口問題と産児調節」について触れている。彼は当時の日本の人口密度がオランダ、ベルギーに次いで高いこと、食糧物資は輸入超過が続いていることを挙げ、産児制限を説くが、その際には優生学の導入が必要であることを述べる。市川による優生学の紹介は、自身によるアメリカの政策動向、断種法の紹介等で明らかなように、科学を単純かつ楽観的に信奉する一方、その導入を積

極的に行つたアメリカ優生学ないし社会学の影響を多分に受けている。

#### 4・日本の優生政策立法化の動き

日本の議会における優生学関連法案の動きは、保守層の側ではなく、女性解放運動論を行つてゐる人々から沸き起つた。先に述べた平塚らいてうを中心とした新婦人協会が一九二〇年から一九二一年にかけて性病患者の結婚を制限する目的の「花柳病患者結婚制限法」を議会に請願する運動は、當時ノルウェー他で立法化されていた「善種学的結婚制限法」<sup>(xxxxx)</sup>を意識していたといふ。これは結局法律としては実現しなかつたが、平塚らいてうの運動に共鳴していた立憲民政黨の医系議員である中馬興丸は、一九三〇年五月に「帶患者結婚制限法制定ニ関スル建議案」を、第五八回帝国議会に上程した。中馬の理由書には、花柳病者、精神病者、酒精中毒者、結核患者、らい病患者に対して「優生学ノ命スル所ニヨリ」結婚以前に「必要ナル外科手術ヲ受ケシメ、子孫繁殖ノ道ヲ絶ツヲ必要トス」というようく露骨な優生政策の実行を迫るものであつた。この中馬案は、明らかに遺伝学に関連した当時の医学的水準の根拠から逸脱しているにもかかわらず、医系議員の名のもとに提案されたのである。日本の優生学が未熟で社会的影響を強調するプロパガンダに比重を置いていた点をうかがうことができる。結局この法案は議会において審議されなかつたが、荒川五郎、八木次郎らの議員は賛成者に含まれていた。<sup>(x)</sup>

一九三四年から三五年にかけて、荒川五郎が「民族優生保護法案」を提出した。日本法律専門学校法科を卒業した荒川は、国会議員として教育・社会事業の普及、推進を専門にしていた。したがつて、当時の社会政策の見地から優生政策の実行を図つた人物とみることができる。荒川が帝国議会に提出した「民族優生保護法案」を見てみよう。法

の目的である第一条で荒川は「民族ノ純潔優生ヲ助長シ悪性遺伝ヲ防止根絶スル」と述べている。第二条では「命令ノ定ムル所ニヨリ」断種法の施術をするものとして「一 殺人、強盗其ノ他狂暴ナル犯罪者ニシテソノ悪性ヲ遺伝スヘシト認メラルモノ 二 精神狂病、遺伝的脳脊髄病、早発性痴呆症等ニシテ其ノ症状ニヨリ是等悪疾遺伝スヘシト認メラルモノ 三 諸種ノ中毒症、「ヒステリー」、遺伝性不具、結核病、癩病等ノ重症者ソノ他優生学上不正常児ノ外生ム能ワサル者ト認メラルモノ」と記しているが、現代でさえこれらの対象者すべてが遺伝的形質であると証明するのは医学上無理がある。優生学としての科学性、合理性、説得性に欠け、政治性を強調した提案であるといえる。第三条では、これらのもによる「悪種」を懷妊した者に対し「命令ノ定ムル所ニヨリ」法医審判を経て墮胎させることをのべる。第四条では性病に関する疾患患者について、完治しないものは婚姻制限をする。第五条は、婚姻の許可を当該官吏の証明書の他に医師の健康診断書を必要とする。そして第六条、七条はその根拠および罰則規定を記している。法案そのものは以上のようにきわめて単純である。

荒川はどのような政治目標を定め、何故に社会政策の実施手段として優生政策に染まつていったのだろうか。同法案提出の議会説明演説で、「私は長年教育奉仕に一身をささげまして、この国運の進歩、民族の向上に微力をささげてゐるのであります。これが補強工作として栄養問題、とりわけ玄米食の普及宣伝、並びに学童児童の家庭や環境の整理改善のために、少年救護法、校外救護法等に関して尽力している」とのべている。さらにこれを根本的に究明すると「民族の悪種遺伝を防止して民族血統の浄化、国民性格の優秀化を図り、これが完全なる発展を助長し、もつて優偉剛健なる国民を長養し確立したいと多年熱心研究の結果、この案を起草した」と述べている。荒川にとつて教育の普及、孤児や少年犯罪の防止という自らの社会政策の課題とは、国内に「消極的優生学」を実施・遂行すること

に帰着した。<sup>(xli)</sup>

荒川らによる断種法制定の活発な動きは一九三二年に制定されたナチス・ドイツによる「Gesetz zur Verhütung Erbkranken Nachwuchs (遺伝病子孫予防に関する法)」の成立が背景にあつた。この通称ドイツ断種法は、第一条第一項に「医学上実験によつて子孫の身体または精神の遺伝的障害を及ぼすところがあると認められた場合、外科手術によつて断種することができる」とした。また第三項では「酒精中毒者に対しても断種することができる」とした。同法は社会政策というよりも、あくまで当時の医学的基準から断種を遂行する立場を示した。また申請時の本人の意思を尊重する条項（第二条）や、遂行者は公的な医師、病院、療養所、養育院刑務所にある場合はその施設の長（第四条）とした。断種に当たつては優生裁判所による審判を仰ぐこと（第五条）を定め、国家による断種の公平性と「正統性」を強調している。

注目すべきは、わが国で一九四〇年の国民優生法以前にもすでに優生学的措置による断種措置が平然と行われていた事実である。ハンセン病患者を隔離するため、東村山に開院した「全生病院」の医長に光田健輔が就任したのは一九〇九年であつた。光田は当初は積極的な優生運動家ではなく、収容者の男女隔離を強行したが、収容者の実際の生活の中で夫婦など男女の関係を断ち切ることは困難であつた。苦慮した光田は収容者に対する断種を考え付いた。この決意の動機になつたのは、国家官僚の側から優生学者を紹介した人物として有名な氏原佐蔵であつた。光田は患者側からの告発を避けるため、同意書に類するものに署名させて、複雑な女性の不妊手術よりも、男性の輸精管切除術を行つた。最初の手術は一九一五年四月二十四日の男性に対するもので、同年中に三七件執行されたといふ。<sup>(xlii)</sup>こうして全生病院では、一九一五年から一九三九年までの間に二八五件の断種手術を実施した。<sup>(xliii)</sup>さらに外島保養院では

一九二四、五年ごろ一五名の男性に、また大島療養所では一〇〇余りの収容者に断種が行われた。また栗生樂生園では一九三五年から一九四一年までに一四〇人、長嶋愛育園では一九三一年から二〇九人が断種させられている。このように断種は全国の国公立ハンセン病療養所に広がり、国民優生法制定以前の一九三九年までに合計一〇〇三名の男性患者に断種手術が実施された。<sup>(註)</sup>もちろん、法制定以前の「違法措置」にもかかわらず、この行為によつて何らかの法的処罰を受けた医師は一人もいない。

以上のような背景があつて優生学の範囲のうち、発達途上にあつた遺伝学、心理学そして社会学、社会政策へと波及する包括的かつ肯定的な理解は、一九三〇年代後半から様々な範囲の人々によつて認知されていった。現在からみれば、未熟な学問的基礎から断定的な法律を制定し、政策を実行していたアメリカ、ドイツなどの優生政策を、最も完全なかたちで理論的に日本に紹介したのは、当時東京大学医学部長の職にあり、日本民族衛生協会理事長であつた永井潛であろう。永井潛は医学において日本の研究の最先端を指導する立場にありながら、社会問題や社会政策の課題に興味を持ち、優生学的見地からこれに介入していた。永井および日本民族衛生協会による活動は、結果的に優生学思想の正統性を日本の支配階級に至るまで普及・定着させ、わが国最初の優生立法である一九四〇年国民優生法の成立に実質的に寄与したことができる。ちなみに一九三六年一二月、永井らの日本民族衛生協会の発案で、八木、荒川らの建議による、「断種法」という法案が国会上程されることを読売新聞が掲載した。新聞によると、この法案は九か国の法案、実情を検討のうえ、三年の研究をかけて準備された、としている。九か国とは、当時断種法を施行していたアメリカ（連邦法ではなく各州法）、スイス、ドイツ、カナダ、デンマーク、メキシコ、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドである。<sup>(註)</sup>この時点で、それまで荒川や八木らによつて提唱されていた日本の断種法の対象

では医学以外の要因が除外され、ドイツ法に近い内容が提唱された。永井の著書である「優生学概論（一九三六）」は、イギリスの優生学発祥の歴史を説き、もう一方で発達したアメリカ優生学の動き、ドイツ民族衛生学の動きを紹介しながら、優生学を家族政策による人口政策的視点から、歐米だけでなく全世界的な潮流となつてゐるかのような論を展開している。他方においてフランス、イタリア等の国々はこの動きに遅れている、という内容を述べている。<sup>(xvi)</sup> また医学的見地から当時の遺伝学の成果を紹介しながら優生政策の正当性を主張する。そして永井は「民族衛生の大本は、民族に於ける数と質との調和を保たしめることである。よき素質の者を増加せしめ、悪しき素質を減少せしめることである」と結論付けてゐる。

一九三七年、日本民族衛生協会によるこの法案を基礎にして、永井、荒川とともに日本民族衛生協会の主要メンバーであつた八木逸郎が「民族優生保護法案」を帝国議会に提出した。こうして医学界を中心には社会政策の見地からも権威化された優生運動は、軍部による中国戦線への介入・泥沼化というわが国の政治・社会状況の中で次第に政府・行政当局による断種法実現に向けた検討の対象となつていった。一九三八年一月、内務省から分離するという形で厚生省が設立されたが、ここに「予防局 優生課」が設置され、国策としての優生政策が本格的に始動した。一ヶ月、予防局は優生学の識者を集めて「民族衛生研究会」を設置し、優生学による立法化を視野に入れて閣法による法案提出を目指した。ちなみに、この民族衛生研究会のメンバーは、断種法を審議・発表した日本民族衛生協会のメンバーと重なっていた。<sup>(xvii)</sup> 厚生省は民族衛生研究会による検討・審議を経て、一九三九年に「民族優生制度案要綱」を作成した。<sup>(xviii)</sup> これは、国民体力審議会に諮問され、「優生制度案要綱」として修正を経て答申された。政府はこの要綱をもとに「国民優生法案」の創設に着手し、これを翌一九四〇年三月の第七五回帝国議会上程し、衆議院の過程で修正

が加えられた後に五月に可決成立させた。ちなみに同法の施行は翌年の一九四一年七月からであった。

## 5・結語

福祉社会を目指した社会主義者たちが優生学の社会政策への応用を試みたその理念は、イギリスのフェビアン協会に典型的にみられる。当時の彼らが求めていた「福祉」とは、冒頭に述べた貧困者、障がい者や遺伝性の疾病に苦しむ人々への個人の権利ないし福祉受給権をまったく前提としてはいなかつた。フェビアン協会会員、そして北欧の政権を担当した社会民主主義者たちは、「福祉」をマンパワーへの投資とみていた。つまり、社会全体の生産性を向上する組織によって、社会が一層再生産されるべきものが彼らのいう「福祉」だ、とした。ところでこの分野に介在し、<sup>(xix)</sup> 当時明快な存在感を有していた優生学のアプローチは、科学とイデオロギーという背反した概念の共存でもある。スペクトロフスキーラは、フェビアン社会主義における優生学の位置について、決して科学主義による模範的定義や固定的でしつかりとしたイデオロギーに基づいたものではなく、それはむしろ劣化した操作的イデオロギーである、と結論付けている。<sup>(xx)</sup> このような特徴を持つ優生学的社会政策を許容した現代にも通じる共通の理念は、福祉国家を実現する手段としての生産至上主義と国家集産主義にかなう人材を選ぶ、個人の選抜と集団の効率化である。そこには個人の尊厳や共生社会についての考慮が入り込む余地はない。この思想的基礎は現代福祉国家を支えるパラダイムとまさしく共通性を持つという点を見逃すことができない。同時にそれは、経済学的社会政策が置き去りにした負の視点というべきであろう。

優生学が、同じころまことしやかに論じられた怪しげな「人体測定学 (anthropometry)」とともに、歴史の片隅に

追いやられるとしても、一時的であつてもそれを許容した社会政策が、今後向き合わなければならない方向性を展望してみよう。優生学の駆逐によつて障がい者、認知症や先天性の疾病で苦しんでいた人々が少なくとも過去や現在よりも安定した社会の中で肯定される存在となることは疑いがない。しかし、だからといってこれらの集団が新たな社会の担い手として台頭し、社会的に発言する可能性は薄い。これを逆説的に考えれば、従来弱い立場に置かれ、少数派とされていた人々の中には、現代社会で新たな勢力となりうる潜在力を有し、現にその兆候が表れているのかもしれない。その人々とはすなわち女性、ホモセクシャル、レズビアンなどである。追求されてきた生産的福祉社会にこれららの集団は文化的な意味から新たな視点を加える役割があります期待されている。

さらに、優生学が主要な対象とした人口政策は、いまなお深刻な問題として社会政策の課題である。ステロタイプ的思考として、福祉国家を将来にわたつて維持し続けるためには、「合理的」で「効率的」な福祉政策が当然のように主張される。つまり、国の財政にとつて負担のない「健全な」人口集団の維持が望まれる動きが強化される。その一方で「厄介者」とみられている人口集団が生まれれば、それに投下する財源および物的・人的資源の投入が間断なく必要とされる。これを予防せずに放置すれば、保健医療や福祉サービスにかかる公的な費用の維持がやがて困難になるのが自明である。<sup>(三)</sup> 巧妙に体裁を変えた優生学は、福祉国家維持の名のもとに、再現されやすい状況が続いているとみなければならない。

本稿を要約すると、次のことがいえる。今日のヒト・ゲノムの研究に表れているように、過去の優生学と連動するとみられる医学を主軸にした周辺諸科学の発達は著しい。さらに、これらの成果が社会学や政治学の領域へと浸透する機会は、以前に比べても多いといえる。しかし、これらの科学はあくまでも現在の到達点を示すだけで、十分に成

熟し、完成された体系とはいえない。医師の中には、今日の到達点を根拠に、ことさらにしてそれを政治や社会に応用しようとする集団が存在する。同じように社会学者等の中にも今日の自然科学の成果を社会や政治に積極的に受け入れようとする人々も多い。優生学の歴史分析の視点から言えば、これは危険な兆候といえる。その理由は、平和を求める、戦争をさけようとする世界各国の政治統治の中で、軍事の専門家が自分の専門性を根拠にして政治に介入する際の危険性と似通っている。自然科学と同様に、社会政策が求める人間社会の幸福と安定の追求は、それが常に未完成で発展途上であるがゆえに、その理念や問題解決の手法には一層の慎重さが求められるのである。

※本稿は、筆者が社会政策学会第一二九回秋季大会（一〇一四年一〇月一二日）で報告した論題、「優生学と日本の社会政策」におけるフルペーパーに修正を加えたものである。

- (i) 優生学はイギリス、アメリカ、北欧、そしてドイツ等の、宗教的にはキリスト教・プロテスチントが支配的な国々で発達・普及した。他方イタリア、フランス、スペインなどローマ・カトリック教が支配的な国々では評価されなかつた。ちなみに、社会主義実験国であったソヴィエト社会主義共和国連邦（ソ連）もまた、優生政策に興味を示さなかつた。
- (ii) 優生学を根拠とし、いかにして「優秀」な人間を増加させ、「劣悪」な人間を減少させるか、を目的とする思想。
- (iii) これに該当する日本の立法は二つである。第一はらい予防法（一九四八年施行、一九九六年廃止）である。第二は優生保護法（一九四八年施行、一九九六年法律条文中の「優生思想」がことごとく排除され、名称変更により母体保護法となる）である。この二法が同じ年に施行され、同じ年に廃止ないし内容変更された点に注目する必要がある。
- (iv) 優生思想を具体的な法制度として実現しようとする政策。
- (v) これについては、八藤後忠雄、水谷徹（一〇〇五）、「障害者の生存権と優生思想——障害児教育への示唆と展望——」、文

教大学教育学部紀要、Vol.二九、七九一八六頁を参照のゝ。

- (vi) 米本昌平、松原洋子、櫛島次郎、市野川容孝著 (11000)、「優生学と人間社会」、講談社現代新書
- (vii) たとえば藤野豊 (一九九八)、『日本ファシズムと優生思想』、かもがわ出版、がある。
- (viii) 杉田菜穂 (11010)、「人口・家族・生命と社会政策 日本の経験」、法律文化社
- 杉田菜穂 (11011)、「△優生▽・△優境▽と社会政策」、法律文化社
- (ix) スティーブン・トロンブレイ、藤田真利子訳 (11000)、「優生思想の歴史 生殖への権利」、明石書店
- (x) 優生学による優生政策を、法及び制度として具体的に実現しようと人々に働きかける運動。
- (xi) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014) *Politics of Eugenics Productism, population, and national welfare*, Routledge.
- (xii) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), *Eugenics and the Welfare State Norway, Sweden, Denmark and Finland*, Michigan State University Press.
- (xiii) トロノブレイ著、藤田真利子訳 (11000)、「六一頁
- (xiv) Webb, S. (1909), "Eugenic and the poor laws" *The British Medical Journal*, December 25, p.1808.
- (xv) レロノブレイ著、藤田真利子訳 (11000)、「六五頁
- (vi) 以上のイギリス・フェビアン協会及びウェップ夫妻、バーナード・マウラの著述は、拙著、「福祉と優生学」、『政経研究』第五一巻第一号、一八一一八五頁の文章及び出典引用と重なる部分があるが、本稿の研究目的及び趣旨が、特にフェビアン社会主義との関連において重要なことに鑑み、あえて重複する記述を行つた。
- (vii) シドニー・ウェップ (一九一九)、「貧窮と人種改良」、『大日本優生会々報』第二号、二二一頁、平田勝政 (11001)、「大日本優生会の研究」、『長崎大学教育学部紀要・教育科学』、vol.六二一、一一〇頁、「『大日本優生会々報』第二号の目次」より引用。
- (viii) 優生学による優生思想を信奉する集団の「」。
- (ix) トロノブレイ著、藤田真利子訳 (11000)、「四五頁
- (x) トロノブレイ著、藤田真利子訳 (11000)、「五七頁

- (xxi) Thomson M. (1998), *The Problem of Mental Deficiency, Eugenics, Democracy, and Social Policy in Britain, c.1870-1959*, Oxford Historical Monographs.
- (xxii) 「文字理明、椎木明 (一九〇〇)」、『世界人権問題叢書38 —スウェーデン発 強制不妊手術報道—』、明石書店、スウェーデン強制不妊手術関係年表より引用。
- (xxiii) Broberg G. & Roll-Hansen N. (ed.) (2005), p.262.
- (xxiv) 実際、当時ローマ・カトリックの教皇であったピオ十一世は、一九二〇年一二月二一日付の「貞淑な婚姻についての勅令」において、優生学はカトリックの教義に反するとして公に非難していた。
- (xxv) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.49.
- (xxvi) 日本の優生学を紹介する先行研究としては、鈴木善治 (一九八二)、『日本の優生学』、三協科学選書、柿本佳美 (一九〇九)、「近代日本の優生学の受容と科学主義」、大阪大学知識アーカイブ、等がある。
- (xxvii) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.47.
- (xxviii) 八藤後忠雄、水谷徹 (一九〇五)、「障害者の生存権と優生思想 —障害児教育への示唆と展望—」、文教大学教育学部紀要、Vol.39, pp.79-86.
- (xxix) 財団法人日弁連法務研究財団・ハンセン病問題に関する検証会議 (一九〇五)、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、一九五頁
- (xxx) 大澤健一 (一九〇五)、「体質改良ト社会政策」、『東京医事新誌』第一三九一号、財団法人日弁連法務研究財団・ハンセン病問題に関する検証会議 (一九〇五)、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、一九五頁
- (xxxi) 丘浅次郎 (一九〇五)、「編集復刻版 (一九〇一)」、「進化論と衛生」、『国家医学界雑誌』第二二一号、財団法人日弁連法務研究財団・ハンセン病問題に関する検証会議 (一九〇五)、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、一九五頁
- (xxxii) 福原義柄 (一九一四)、「社会衛生学」、南江堂、財団法人日弁連法務研究財団・ハンセン病問題に関する検証会議 (一九〇五)、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、一九五頁

(xxxiii) 平塚らいてうの優生学的思想の傾向を確認するには、園井ゆり（一〇〇四）、「優生思想の社会史序説・明治以降の日本社会を例に」、『人間科学共生社会学』、四巻、四三一五九頁、を参照のこと。

(xxxiv) 藤野豊（一九九八）、『日本ファシズムと優生思想』、かもがわ出版、八四一一二二頁

(xxxv) 新井利佳（一〇〇八）、「雑誌『優生運動』にみる優生学と社会事業家—池田林儀の論文を中心に」、『関西学院大学社会学部紀要』、第一〇五号、一七三一八七頁

(xxxvi) 市川源三（一九三五）、『女性文化講話』、明治図書株式会社、一二〇九頁、編集復刻版（一〇〇一）、『性と生殖の人権問題資料集成 第一八巻』、不出版、六一一六九頁

(xxxvii) 平田勝政（一〇〇一）、「大日本優生会の研究」、『長崎大学教育学部紀要・教育科学』、vol.63, p.15-29.

(xxxviii) 市川源三（一九三五）、『女性文化講話』、明治図書株式会社、一二〇九頁、編集復刻版（一〇〇一）、『性と生殖の人権問題資料集成 第一八巻』、不出版、六六一一六七頁

(xxxix) 財團法人日弁連法務研究財團・ハンセン病問題に関する検証会議（一〇〇五）、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、二〇一頁

(xl) 「帶患者結婚制限法制定ニ関スル建議案」および「帶患者結婚制限法制定ニ関スル建議案理由書」、『五十七一五十八帝国議会衆議院上奏・建議・決議・動機・質問 一九二九一三〇』、国会図書館蔵、財團法人日弁連法務研究財團・ハンセン病問題に関する検証会議（一〇〇五）、『ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告』、二〇一頁、からの引用による。

(xli) 編集復刻版（一〇〇一）、「性と生殖の人権問題資料集成 第一八巻」、不出版所収、二一四頁

(xlii) 財團法人日弁連法務研究財團・ハンセン病問題に関する検証会議（一〇〇五）、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、一九一九一九一頁

(xliii) 財團法人日弁連法務研究財團・ハンセン病問題に関する検証会議（一〇〇五）、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、一九八頁

(xliv) 財團法人日弁連法務研究財團・ハンセン病問題に関する検証会議（一〇〇五）、「ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告」、一九八頁

報告』、一九九頁

(xlv) 新聞記事文庫 衛生保健 (六一—九八)、読売新聞、一九三六年、一二・一一

(xlvi) 永井潜 (一九三一六)、『優生学概論』、雄山閣、四一一五三頁、編集復刻版 (一九〇〇一)、『性と生殖の人権問題資料集成 第一八卷』、不二出版、一九四一—九七頁

(xvii) 財團法人日弁連法務研究財團・ハンセン病問題に関する検証会議 (一九〇〇五)、『ハンセン病問題に関する検証会議・最終報告』、一〇一頁

(xviii) 内務大臣官房文書課、厚生省厚生大臣官房文書課 (一九三一八)、『内務厚生時報』、第三卷一一号、四八頁

(xlix) Spektorowski, A. (2004), The Eugenic Raemption in Socialism, *Journal of Contemporary History and Society*, 46 (01), pp.84-106.

(l) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.170.

(li) Spektorowski A. and Ireni-Saban L. (2014), p.171.

(lii) わが国でも一九三〇年に設立された日本民族衛生学会（のちの日本民族衛生協会）が、「国民優生法」成立を理論づける基礎の形成と共に同様の歴史的役割を果たしてゐる。その名の通り、ナチス・ドイツの医学的および政治的思想に大きな影響を受けたことが推測される。

